

防災マニュアル（少年野球編）

特定非営利活動法人 茅ヶ崎野球協会
平成23年4月3日作成
平成23年4月20日編集

NPO法人茅ヶ崎野球協会は、地震・津波に関する防災体制を下記の通り整える。

1. 緊急地震警報が発令された場合

- ①試合会場への移動中または帰宅中は、自己責任において安全を確保すること。自動車、バイクの場合は周辺の交通事情を勘案しルールに従い対応する。即座に路肩に自動車を停止し、エンジンを切り、キーをつけたまま車外に退避。この場合、より広い場所を選び電柱などの倒壊や落下物に十分な注意を払うこと。徒歩の場合は、周囲の状況を観察しより安全な場所を選択し避難する。
- ②既に試合会場に到着している場合は、会場の防災責任者の指示に従い、安全を確保すること。
- ③試合中は即座に試合を停止し、観客を含めた全ての人をグラウンド中央に避難させること。
 - ア)茅ヶ崎公園野球場の場合はグラウンド中央へ避難する。
 - イ)芹沢広場の場合は一旦グラウンド中央へ退避した後、安全を確認しながらテニスコートへ避難する。
 - ウ)小学校の場合は小学校の防災マニュアルに準ずる。
- ④警報が解除され、情報によって安全を確認したら試合の続行・中止を施設管理者と協議の上、会場責任者が決定する。
- ⑤自動車での走行中は必ずラジオを点けておくこと。
- ⑥自動車での来場は乗り合わせで1チーム最少台数が望ましい。また各車にはクラブ(チーム)名及び連絡先(代表者及び当該車両の責任者)住所・電話番号を記載したカード(A4判)を常備しておくこと。

2. 地震が発生した場合

- ①緊急地震警報に引き続き地震が発生した場合は、上記1-①～③の状態で待機する。
- ②緊急地震警報の発令なく突発的に地震が発生した場合も、上記と同様に対応する。
- ③地震情報を把握し、震度5以上の場合及び揺れの激しい場合は大会を中止し、安全を確認した上で各チームを帰宅させる。

この場合、余震及び津波発生情報に十分な配慮が必要である。
- ④茅ヶ崎公園野球場の場合は、引き続き津波警報に注意し、地震の沈静化を見ながらいち早く高台方面に避難する。
- ⑤試合または大会が中止された後の帰路途上については、引率者の自己責任において安全を確保するよう注意を促す。
- ⑥各チーム責任者は帰宅後、協会防災責任者(会場責任者)に状況報告をする。

3. 協会の防災体制

- ①当日の会場責任者(理事)は上記のマニュアルに従い、迅速かつ的確な判断で安全を確保しなければならない。
- ②会場責任者は会長代理権者であり当該会場における最高責任者であるからその責務は重大であることを認識しなければならない。
- ③各会場責任者は、協会防災責任者に報告する。
- ④非常事態に備えて携帯可能なラジオ(DC電源)及びハンドマイクを常備する。
- ⑤協会の防災組織及び緊急連絡網は別紙(会場責任者持参)の通りとする。